

5月1日に、新型コロナウイルスの影響により売上が減少した法人や個人事業者を対象とした、国の「持続化給付金」が申請開始されました。

また、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境整備などに取り組む小規模事業者向けの補助金制度も創設されましたので、ぜひご活用ください。

#### 【国の持続化給付金に関するお知らせ】

##### (1) 持続化給付金とは：

感染症拡大により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

##### (2) 給付額：

① 法人：200万円

② 個人事業者：100万円

※ ただし、昨年1年間の売上から減少分が上限とします。

##### (3) 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

② 2019年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

③ 法人の場合は、

1. 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、

2. 上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

※詳細は、経済産業省のHPから申請要領等をご確認下さい。

##### (4) 申請方法：

① 持続化給付金HPへアクセス！

② 「申請する」ボタンを押し、メールアドレスなどを入力[仮登録]

③ 入力したメールアドレスに、メールが届いていることを確認し、[本登録]へ

④ ID・パスワードを入力すると[マイページ]が作成される(・基本情報・売上額・口座情報を入力)

⑤ 必要書類を添付※以下(5)参照。

⑥ 申請

⑦ 持続化給付金事務局で申請内容を確認 ※申請不備の場合はメールとマイページへ通知で連絡がある

⑧ 通常2週間程度で給付通知書を発送／登録口座に入金

(5) 申請に必要な書類：

- ① 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え
- ② 売上減少となった月の売上台帳の写し
- ③ 通帳写し
- ④ (個人事業者の場合)身分証明書の写し  
※スマホなどの写真画像でもOK!

(6) 詳しい問合せ先：

持続化給付金事業コールセンター

Tel 0120-115-570

【5・6月】 全日 8:30～19:00

【7月】 日～金曜日 8:30～19:00 (土日祝日を除く)

【8月以降】 日～金曜日 8:30～17:00 (土日祝日を除く)

【小規模事業者持続化補助金のコロナ特別対応型について】

「小規模事業者持続化補助金」において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を乗り越えるため、生産性向上に取り組む事業者向けに補助上限等を引き上げた「コロナ特別対応型」を新たに設けました。

(1) 概要：

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等が、地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

※詳細は「公募要領」をご覧ください。

(2) 補助上限額：100万円

※原則として個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者等が連携し取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が200万円～1,000万円（連携事業者等の数により異なる）となります。

※共同申請の場合は概算払いによる即時支給をご利用いただけません。

(3) 公募期間：

- ① 申請受付開始日：2020年5月1日(金)～
- ② 第1回受付締切：2020年5月15日(金)【郵送：必着】
- ③ 第2回受付締切：2020年6月5日(金)【郵送必着】

※第2回以降の募集は決定次第、公表予定です。

(4) 対象：「公募要領 P20～23『2. 補助対象者』」をご参照ください。

(5) 詳しい問合せ先：

独立行政法人 中小企業基盤整備機構 企画部 生産性革命推進事業室

Tel 03-6459-0866

受付時間 平日：9:30～12:00、13:00～17:30 (土日、祝日を除く)